フリーダイビングチーム無限 規約細則

細則1<チーム員が有する権利の詳細>

- (1) 本団体の主催する会員限定のイベント(海洋練習会等)へ参加することが出来る。
- (2) 本団体の提供するチーム員専用のメーリングリストを、細則2 で定めるメーリングリスト利用条件の範囲内で自由に利用する ことが出来る。
- (3) 正会員は、本団体の主催する海洋練習会において、当日のリーダーの承諾のもと、ゲストを招待させることが出来るものとする。但し、会員1名あたりが招待出来るゲストは1日あたり2名までとし、別途定める誓約書に署名する必要がある。なお、準会員はこの権利を有しない。
- (4) 正会員は、チーム員への入会を希望する者を、新会員として推薦することができる。推薦は責任をもって行わなければならず、原則として新会員の海洋練習初参加時には一緒に参加し、練習会の流れや共通備品等について説明しておかなければならない。また、メーリングリストの使用方法(参加者リストのメンテ方法を含む)の説明や、他の正会員との交流を深められるようフォローも行うものとする。
- (5) 本団体の主催する初心者講習の学科を無料で受講することが出来る。但し、初心者講習運営への協力を惜しまない。その他、初心者講習の学科以外でも、会員のスキルアップを目的とした各種イベントの参加費が優遇される場合がある。
- (6) AIDA(International Association for Development of Apnea) の主催する世界大会に日本代表として選考され、この大会に出場する者に対しては、壮行金として金五千円を交付する。但し、大会出場の経験を今後の本団体および日本のフリーダイビング界の発展のために貢献する意志のある者に限る。壮行金は大会出場後にチーム員専用のメーリングリスト宛てにレポート(様式は問わない)を投稿した時点で権利が発生し、プール練習会または海洋練習会への参加時に支給するものとする。
- (7) 本団体の備品を、本団体が使用しない期間に限定して、本団体主催以外のフリーダイビングの発展のためのイベントのために利用することが出来る。但し、事前に本団体の代表に書面または電子メールで承諾を得た上で、期日までに返却し、元の状態に戻す必要がある。
- (8) 各スポンサーとの契約書に定めた各優待条件の対象となる。

制定年月日 2009年07月01日 改定年月日 2016年07月01日

細則2<チーム員メーリングリスト利用条件>

- (1) チーム員メーリングリスト(以下、本ML)は、チーム員間のコミュニケーションの円滑化のために設置する。
- (2) 本MLには、チーム員および協力会員のみ参加することができる。
- (3) 本ML利用にあたり、以下の行為を禁止する。
 - ① 誹謗中傷、暴力的な言動を含む投稿
 - ② 公序良俗に反する投稿
 - ③ 個人情報記載等、プライバシーを侵害する行為
 - ④ 営利目的等の売買、プレゼント告知
 - ⑤ 営利目的等のイベント告知
 - ⑥ なりすまし行為
 - ⑦ 機種依存文字(○の中に数字のある記号や半角カナ等)の使用
 - 8 荒らし行為等、本MLの運営を妨げる行為
 - ⑨ 日本国内の法令に違反する行為
 - ⑩ その他、他人が読んで不快になる投稿
- (4) 本MLは、(3)に定めた禁止事項に違反しないかぎり、無限運営に 関することや練習会参加の際の乗り合わせの相談、その他フリ ーダイビングに関する雑談等、良識の範囲内で自由に利用する ことができる。
- (5) 本MLに投稿する際には、その情報の真偽をよく確かめた上で、 細心の注意を払った上で投稿しなければならない。
- (6) 本MLに投稿された情報を閲覧する際には、投稿された情報を過信せず、情報は自己責任で利用しなければならない。

制定年月日 2009年07月01日 改定年月日 2012年04月01日

細則3<イベント参加費>

- (1) リーダーは、練習会等のとりまとめを担うが、練習会等は会員 全員の協力のもとに成り立つ。しかし、リーダーがいなければ 練習会は開催できず、次代リーダー育成の点からもリーダーの 負荷を軽減する必要がある。そのため、リーダーは一部参加費 を優遇または免除される場合がある。
- (2) 講師は、講習において指導に専念する。講習会への講師として の参加は講師自身のスキルアップにもつながるが、講習会運営 による受講生への奉仕の意味合いが強い。よって、講師は講習 会参加費を優遇または免除される場合がある。
- (3) イベントによっては、育成の目的で、全会員の参加費を免除する場合がある。
- (4) 参加費の詳細を下表に規定する。但し、イベントごとに参加費 を変更する場合がある。

種別	項目	リーダー	講師	正会員	準会員	ゲスト**1	備考
海洋練習	神子(船利用)	¥2,500	-	¥3,500	¥3,500	¥3,500	リーダー減額は1人/日迄
	神子(ビーチ)	¥1,000	-	¥1,000	¥1,000	¥1,000	
プール練習	尼崎スポーツの森	¥1,230 ^{**2}	-	¥1,230	¥1,230	¥1,230	競泳用プール使用
	神戸ポートアイランド	¥1,500		¥1,500	¥1,500	¥1,500	競泳用プール使用
	鈴鹿スポーツガーデン	¥1,000	-	¥1,000	¥1,000	¥1,000	競泳用プール使用
	なみはやドーム	¥2,000	-	¥2,000	¥2,000	¥2,000	競泳用プール使用
	アクアリーナ京都	¥2,000	-	¥2,000	¥2,000	¥2,000	競泳用プール使用
	ダイビングショップマリン	各自で精算(一般価格税別3,000円)				ダイビングプール使用	
	ひょうたん島	各自で精算(一般価格税別1,200円)				ダイビングプール使用	
講習会	森之宮初心者講習(学科)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,000	
	森之宮初心者講習(実技)※3	¥0	¥0	¥3,000	¥3,000	¥5,000	講師数は生徒数を上限と
							する。
	大垣初心者講習(学科)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,000	講師の条件及び交通費補
	大垣初心者講習(実技)	¥0	¥0	¥2,000	¥2,000	¥3,000	助は別途規定する。
	尼崎初心者講習(学科)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,000	
	尼崎初心者講習(実技)	¥0	¥0	¥2,000	¥2,000	¥3,000	
	救急法講習(会議室利用時)	-	¥0	¥500	¥500	¥1,000	
	救急法講習(会議室非利用時)	_	¥0	¥0	¥0	¥1.000	

- ※1 練習会および講習会へのゲスト参加には、別途保険代 (4/1~翌年3/31迄有効)として2,000円が必要。
- ※2 尼崎スポーツの森は当日収支が土0円になるように、支出の流動的な部分をリーダーの参加費を減額することで調整。
 ※3 施設の会員の方は、非会員との施設使用料実費差額(2017年時点で1,080円)を減額する。

制定年月日 2009年07月01日 改定年月日 2018年01月01日

細則4<初心者講習講師規定>

- (1) 講師・補助の参加費は無料とする。
- (2) 講師・補助の人数は、原則として受講生の人数以下とする。
- (3) 講師・補助を務める正会員のうち、過去に初心者講習で講師または補助として参加したことがある者に対しては、交通費の一部を補助する。
- (4) 交通費補助の額は1,000円とする。
- (5) 但し、正当な理由なく遅刻・早退した場合、予習を怠った場合 は交通費を補助しない場合がある。

制定年月日 2014年02月01日 改訂年月日 2018年01月01日

細則5<個人情報保護>

- (1) 会員は、個人情報を外部に一切漏らしてはならない。これは、 本団体からの退会後も同様とする。
- (2) 役割に応じて認められた範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- (3) 本団体の活動において、その役割に応じて認められた範囲での み個人情報を取り扱うことができる。
- (4) 個人情報を取り扱う際、紛失や盗難にあわないよう、細心の注意を払う。また、電子機器内に個人情報を置く場合には、情報漏洩を防ぐために必要な対策(パスワードロックや暗号化等)を講じなければならない。
- (5) 個人情報が書かれた書類を破棄する場合、シュレッダー処理を するなど確実に廃棄処理を行う。
- (6) 個人情報が入った電子記録媒体(HDDやUSBメモリ等)を破棄する場合、専用ツールによって完全に削除するか、媒体の物理的破壊によって読み出しを不可能にするなど、情報漏洩防止に努めなければならない。
- (7) 会員名簿はリーダー間で共有する。リーダーは会員名簿に記載された情報が漏洩防止に努めなければならない。
- (8) 会員名簿記載情報のうち、氏名、性別、居住都道府県は会員間で共有する。会員はこれらの情報を無断で第三者に開示してはならない。
- (9) 他の会員や外部の者などから情報の開示・訂正などの依頼があ

った場合には、速やかに代表に報告し、代表の指示に従わなければならない。如何なる場合にも上記依頼に対しての回答を単独で行ってはならない。

(10) その他、個人情報に関する本団体活動上の秘密を他者に漏らしてはならない。

制定年月日 2009年07月01日 改定年月日 2015年01月01日

細則6<活動に参加するための必要な能力の詳細>

チーム員規約第8条(6)に定めた「活動に参加するための必要な能力」について、具体的な基準を定義する。

- (1) 連続して100m以上泳げること (泳法・泳速は問わない)
- (2) 3点セットの使い方が分かること
- (3) 足のつかない水域でも平気であること
- (4) その日の練習環境(施設、海況等)を見極め、自らのスキルと 照らし合わせた上で、危険を感じた場合は自らの意思で練習を 中止または中断する判断力および勇気があること

制定年月日 2012年04月01日

細則7<準会員特有の制限事項>

- (1) 海洋練習において、ターゲットダイブへの参加は禁止とする
- (2) 海洋練習において、ターゲットダイブ前のウォームアップへの 参加は原則として禁止とする。但し、リーダーが特別に認めた 場合はこの限りではない。
- (3) 海洋練習において、15mを超えて潜ることを禁止する。但し、リーダーが特別に認めた場合はこの限りではない
- (4) 練習会当日のリーダーが認めた場合のみ参加を認める。特に海 洋練習において、安全上の理由から準会員の参加人数を制限す る場合がある

制定年月日 2012年04月01日 制定年月日 2022年07月01日

細則8<準会員から正会員への昇格条件>

- (1) 海洋において、10mでのサポート(水中からの引き上げを含む) ができる
- (2) 救急法の講習を受講している
- (3) 連続して200m以上泳げる
- (4) 練習に必要な器材 (ダイコン、ラニヤードを含む) を持ってい る
- (5) 練習に必要な共用の器材(CBS等)の使い方(準備を含む)を理解 している
- (6) もやい結びが出来る
- (7) 常に安全な練習を心がけ、無理な潜水はしない
- (8) 正会員2人以上からの推薦がある
- (9) 昇格申請書を提出し、代表が承認している

制定年月日 2012年04月01日 改定年月日 2014年02月01日

細則9<練習会開催条件>

- (1) 正会員の中から本団体が認めたリーダーが1人以上参加できること
- (2) 海洋練習会においては、原則として正会員が3人以上参加できること。但し、当日の急病等やむをえない事情により現地で正会員が2人になった場合、リーダーの判断により練習内容を制限した上で練習会を開催することができるものとする。この場合、いかなる事情があろうとターゲットは実施してはならない。
- (3) プール練習会においては、2人以上参加できること
- (4) 海洋練習会において、波・うねり等によっても、CBSが常に水面 上にあること
- (5) 海洋練習会において、国際潜水旗が掲示できること(風浪等により掲示できない場合は中止)
- (6) 海洋練習会および屋外プールのプール練習会において、雷が確 認できないこと
- (7) その他、リーダーが安全面等を総合的に判断し、練習会開催を 許可していること

細則10<年会費>

- (1) チーム員は年会費として毎年2,000円を支払わなければならない。
- (2) 年会費の支払期日は、原則として前年の12月15日とする。但し、 初回支払い時に限り、練習会参加の1週間前迄とする。
- (3) 年会費の支払い方法は、原則として当団体指定の口座への振込とする。
- (4) 年会費の振込を終えた者は、速やかに①振込日、②振込元名義 を会計担当に連絡しなければならない。

制定年月日 2012年04月01日

細則11<ゲスト参加規程>

- (1) 練習会にゲスト参加を希望する者は、原則として、当該シーズンで最初に海洋練習会に参加する日の1週間前迄に保険代相当の2,000円を支払わなければならない。これが期日までに支払われない場合は、参加を認めない。また、支払い後に参加をとりやめた場合でも、原則として返却しない。
- (2) 保険代相当の支払い方法は、原則として本団体の指定する口座 への振込とし、振込が完了したら、速やかに本団体の会計を担 当する者に、振込日、振込人名義、および保険加入に必要な情 報(氏名、性別、生年月日)を連絡しなければならない。
- (3) 海洋練習会においては、招待した正会員の責任のもと、あらか じめゲストに対して練習会の流れや注意点を説明の上で、ゲス ト参加申込書に記入しておく。リーダーは、ゲスト参加申込書 に漏れなく記入されていることを確認の上でゲスト参加を認め ス
- (4) 肖像権の扱いは、本団体会員と同様とする。

制定年月日 2012年04月01日 改定年月日 2014年10月20日

細則12<他団体大会参加とプール練習規定>

- (1) チーム員は、当団体の活動の一環として、他団体主催のAIDA公認の競技会に参加することができる。但し、事前にチーム員M Lで参加者(選手参加、サポート・コーチ参加、スタッフ参加、 見学等を含む)を公募しなければならない。
- (2) リーダー及びサブリーダーは、当団体の活動の一環として、チーム員限定のプール練習会を個別に企画できるものとする。但し、事前にチーム員MLで参加者を公募しなければならない。その際、練習計画に応じたスキル面での参加条件および定員のみ設定することができる。また、練習会の場にリーダーがいない場合は、ターゲット等の個々の限界に近い負荷をかけた練習を実施することはできない。
- (3) 何人も好悪により参加者を限定することはできない。
- (4) 参加者が確定した際には、速やかにチーム員MLで参加者を公開しなければならない。
- (5) 常に安全を第一とし、事故防止のための努力を惜しんではならない。
- (6) 上記の条件を満たしても、参加者が2名に満たない場合は、原則 として当団体の活動とは認めないものとする。
- (7) 上記の条件を満たしても、保険の約款上、保険の適用範囲外の 活動とみなされる場合もある。

制定年月日 2013年01月01日 改定年月日 2014年02月01日

細則13<リーダー規定>

- (1) 正会員の中にリーダーをおく。
- (2) リーダーは、一定のスキルと適性を備えた者であり、原則としてすべての練習会・体験会・講習会の現場を統括することができる。
- (3) リーダーは、練習会を安全に運営しなければならない。自分の能力を超える練習会を開催してはならない。
- (4) リーダーの条件は、本人にリーダーになる意思があり、既存リ ーダー2人以上からの推薦をうけて代表が認めた者とする。
- (5) リーダーへの推薦の観点は以下の通りとし、これらを総合的に 判断するものとする。

- ・リーダーの直接的な監督の元、サブリーダーとして練習会を とりまとめたことがあること
- ・天候・海沢や参加者の能力や体調等を判断し、自分の能力を 超える悪条件で、事前または練習会当日に、練習内容の制限、 参加者の制限、練習会の中断・中止の決断ができること
- ・リーダーシップを発揮し、参加者への指示や指導、必要な場合には命令ができること
- ・救命手当と応急手当の知識と技術を有していること
- ・他の参加者のスキルや性格を見極め、的確なアドバイスがで きること
- ・参加者に対して公平に接することができること
- ・海洋におけるレスキュー手順の指導ができること
- ・概ね水深20m程度からの引き上げレスキューができること
- ・概ね水深30m程度潜れること
- ・チーム員の模範となる行動ができ、チーム員からの信頼を得ていること
- ・その他、リーダーとしての資質があること
- (6) リーダーは、本人の希望により、その任務を退くことができる。 退任を希望する者は、代表にその旨相談する。

制定年月日 2014年02月01日 改定年月日 2016年07月01日

細則14<サブリーダー規定>

- (1) 正会員の中にサブリーダーをおく。
- (2) サブリーダーは、一定のスキルと適性を備えた者であり、リーダーの直接的な監督のもと練習会を取りまとめ、あるいはリーダーを補助する者である。また、リーダーとしてのスキルを向上する役割も担う。
- (3) サブリーダーは、競泳用プールでの練習会・体験会に限り現場を統括することができる。
- (4) サブリーダーは、練習会を安全に運営しなければならない。自 分の能力を超える練習会を開催してはならない。
- (5) サブリーダーの条件は、本人にサブリーダーになる意思があり、 既存リーダー2人以上からの推薦をうけて代表が認めた者とする。
- (6) サブリーダーへの推薦の観点は以下の通りとし、これらを総合的に判断するものとする。
 - ・ロープリーダー(またはコースリーダー)を担当したことがあること
 - ・参加者の能力や体調等を判断し、自分の能力を超える悪条件で、事前または練習会当日に、練習内容の制限、参加者の制限、練習会の中断・中止の決断ができること
 - ・リーダーシップを発揮し、参加者への指示、必要な場合には 命令ができること
 - ・救命手当と応急手当の知識と技術を有していること
 - ・他の参加者のスキルや性格を見極め、的確なアドバイスができること
 - ・参加者に対して公平に接することができること
 - ・プールにおけるレスキュー手順の指導ができること
 - ・概ね水深15m程度からの引き上げレスキューができること
 - ・概ね水深20m程度潜れること
 - ・最低限の器材・道具に対する知識があること
 - ・練習道具(CBS等)の原理を理解し、練習会場のセッティング が一人でできること
 - ・チーム員の模範となる行動ができ、チーム員からの信頼を得ていること
 - ・その他、リーダーとしての資質があること
- (7) サブリーダーは、本人の希望により、その任務を退くことができる。退任を希望する者は、代表にその旨相談する。

制定年月日 2014年02月01日 改定年月日 2016年07月01日

細則15<海洋練習中止基準>

- (1) 波がCBSの高さに達したとき 波がCBSのフレームの高さに達した場合は中止とする。
- (2) 国際潜水旗を掲示できないとき 風が強い等の事情により、国際潜水旗を掲示できなくなった場 合には中止とする。

- (3) 雷が光ったり鳴ったりしたとき 現場で一瞬でも雷が確認された場合には中止とする。
- (4) リーダーが危険と判断したとき その他、天候や海況、参加者のスキル等を総合的にみて、リー ダーが危険と判断した場合には中止とする。
- (5) 会員は、自らが危険と判断した場合には、リーダーに相談の上で、自分自身の参加を中止しなければならない。

制定年月日 2014年10月20日

細則16<海洋練習ターゲット実施基準>

- (1) 各競技種目別に、自己ベスト+3mまでを申告の上限とする。
- (2) 原則として潜水中は同じ深度で5秒以上待機してはならない。

制定年月日 2015年01月01日

細則17<休会者の扱い>

- (1) 入会初年度からの休会は認めない。
- (2) 休会は原則として今後活動を再開する意思のある者に限定する。 但し、今後のフリーダイビング界のために寄与する目的がある 場合は、代表の判断により特別に許可する場合がある。
- (3) 休会扱いとして当団体に籍を残す者は、休会の理由を明確にしなければならない。
- (4) 休会中の者に対して、不定期的に継続意思を確認する場合がある。
- (5) 継続意思は原則としてメールで確認するものとする。
- (6) 継続意思の確認をうけて、継続を希望する者は、以下の点についてチーム員メーリングリストに投稿しなければならない。
 - ・休会の理由(一時的に多忙、転勤、遠方で参加しにくい等)
 - ・ 今後の復帰の目処(ある場合)
 - ・その他、フリーダイビングに対する思いや近況報告等(自由)

制定年月日 2016年07月01日